

# 大分県報

平成二十八年  
号外（六九）  
四月一日

（金曜日）

## 目次

### 警察本部訓令

- 大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正……………一
- 警視及び事務職員（課長級）の昇任選考査に関する規程の一部改正……………一
- 大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の制定……………三
- 事務職員等の昇任選考査等に関する規程の制定……………七
- 大分県警察人材活用支援センターの設置及び運用に関する規定の制定……………一三

### ○警察本部訓令

#### 大分県警察本部訓令第9号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

大分県警察本部長 松坂規生

第4条第1項中「6月を超えない」を「6月以内で、かつ、一会計年度内の」に改め、同条第3項中「予算上の措置が講ぜられないため、」を「第1項の規定により任用期間を一会計年度内とするため」に、「もの及び」を「もの、」に、「については」を「その他警務部警務課長が必要と認めるものについては、同項の規定にかかわらず」に改める。

第8条に次の2項を加える。

3 臨時的任用職員が、1日の勤務時間の一部について勤務しないときは、第14条第1項から第3項まで及び第5項に規定する休暇を承認された場合を除くほか、その勤務しない1

時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して日給を支給する。この場合において、勤務しなかつた時間数に1時間未満の端数を生じたときには、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

4 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

第14条第7項中第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

(5) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週まで4週間に1回、満24週から満35週まで2週間に1回、満36週から分べんまで1週間に1回、産後1年までその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認めるとき

(6) 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合 その都度必要と認める時間

(7) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおの必要と認める時間

(8) 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合 14日を超えない範囲内でのその都度必要と認める日又は時間

第14条第9項第1号中「かかつた」を「かかつた」に改め、「（昭和40年法律第141号）」を削り、「あつては」を「あつては」に改める。

第16条中「警務課長あて」を「警務部警務課長宛て」に改める。

第2号様式中「このたび」を「この度」に、「もつて」を「もつて」に改め、「産前産後」の次に「母性健康管理」を加える。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

#### 大分県警察本部訓令第10号

警察本部  
警察学校  
警察署



附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第11号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号及び第2項の規定に基づき、大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

(警察官の標準的な職)

第 2 条 大分県警察における警察官の標準的な職及び標準的な職が表す職制上の段階に属する職は、別表第1のとおりとする。

(一般職員の標準的な職)

第 3 条 大分県警察における一般職員の標準的な職及び標準的な職が表す職制上の段階に属する職は、別表第2のとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第 4 条 大分県警察における警察官及び一般職員の標準職務遂行能力は、別表第3のとおりとする。

(雑則)

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

## 警察官の標準的な職及び標準的な職が表す職制上の段階に属する職

標準的な職	標準的な職が表す職制上の段階に属する職		
	警察本部	警察学校	警察署
警視	参事官 管理官 課長 所長 警視の階級にある隊長 室長 企画官 場長 警視の階級にある次席 警視の階級にある副所長 警視の階級にある調査官 警視の階級にある指導官 広報官 組織管理監 警視の階級にある監察官 広域捜査官 組織窃盗対策官 犯罪被害者支援官 警視の階級にある検視官 交通管理官 交通事故分析官 被害者連絡調整官 聴聞官 災害対策官 警衛警護官 警視の階級にある交通事故 事件捜査統括官 特捜隊長 暴走族対策官 通告官	校長 副校長 科長 教授	署長 警視の階級にある副署長 地域官 刑事官 交通官
警部	警部の階級にある次席 警部の階級にある副所長 副隊長 警部の階級にある調査官 警部の階級にある指導官 警部の階級にある監察官 警部の階級にある検視官 課長補佐 隊長補佐 所長補佐 室長補佐 通信指令官 検証官 警部の階級にある交通事故 事件捜査統括官 場長補佐 警部の階級にある隊長 警部の階級にある主幹 警部の階級にある班長	調査官 科長補佐 警部の階級にある主幹 警部の階級にある教官	警部の階級にある副署長 調査官 警部の階級にある課長 地域指導官 警部の階級にある隊長 警部の階級にある主幹 警部の階級にある所長
警部補	警部補の階級にある隊長 警部補の階級にある主幹 警部補の階級にある班長 係長 主査	係長 警部補の階級にある主幹 主査 警部補の階級にある教官	警部補の階級にある課長 警部補の階級にある係長 警部補の階級にある隊長 警部補の階級にある主幹 主査 警部補の階級にある所長
巡査部長	主任	主任	主任
巡査	係員	助教 係員	係員

平成二十八年四月一日

大分県報号外（警察本部訓令）

別表第2

一般職員の標準的な職及び標準的な職が表す職制上の段階に属する職

標準的な職	標準的な職が表す職制上の段階に属する職		
	警察本部	警察学校	警察署
警視の階級相当職	参事監 会計監査管理官 課長 所長 室長 場長 次席 副所長 指導官 参事 主席師範 警視の階級相当職にある監察官 警視の階級相当職にある交通管制官 警視の階級相当職にある少年補導職員	参事 教授	総務官 警視の階級相当職にある少年補導職員
警部の階級相当職	調査官 警部の階級相当職にある監察官 警部の階級相当職にある交通管制官 課長補佐 隊長補佐 所長補佐 室長補佐 師範 場長補佐 主幹研究員 警部の階級相当職にある少年補導職員	調査官 校長補佐 科長補佐 警部の階級相当職にある教官	調査官 警部の階級相当職にある課長 警部の階級相当職にある少年補導職員
警部補の階級相当職	主幹 係長 警部補の階級相当職にある専門員 主任栄養士 主任研究員 車庫長 警部補の階級相当職にある少年補導職員	係長 主幹 警部補の階級相当職にある専門員 警部補の階級相当職にある教官	警部補の階級相当職にある課長 係長 主幹 警部補の階級相当職にある専門員 警部補の階級相当職にある少年補導職員
巡查部長の階級相当職	主査 巡查部長の階級相当職にある専門員 主任	主任 主査 巡查部長の階級相当職にある専門員	主任 主査 巡查部長の階級相当職にある専門員
巡查の階級相当職	巡查の階級相当職にある専門員 主事 技師 研究員 栄養士 巡查の階級相当職にある少年補導職員	巡查の階級相当職にある専門員 主事 技師 研究員 栄養士	巡查の階級相当職にある専門員 主事 技師 研究員 栄養士 巡查の階級相当職にある少年補導職員

平成二十八年四月一日

大分県報号外（警察本部訓令）

別表第3

## 警察官及び一般職員の標準職務遂行能力

標準的な職	標準職務遂行能力	
警視及び警視の階級相当職	倫理	全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	方策の立案	的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。
	判断	所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
	説明・調整	所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
警部及び警部の階級相当職	倫理	全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。
	判断	自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。
	説明・調整	担当する業務の実施において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
	業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
	部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
警部補及び警部補の階級相当職	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
	協調性、報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。
	説明	担当する業務の実施において、分かりやすい説明を行うことができる。
	業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
巡查部長及び巡查部長の階級相当職	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	担当業務に必要な知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
	協調性、報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
	業務遂行	計画的に業務を進め、確実に業務を遂行することができる。
巡查及び巡查の階級相当職	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
	業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。

平成二十八年四月一日

大分県報号外（警察本部訓令）

大分県警察本部訓令第12号

警察本部  
警察学校  
警察署

事務職員等の昇任選考考査等に関する規程を次のように定める。

平成28年 4月 1日

大分県警察本部長 松坂規生

事務職員等の昇任選考考査等に関する規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、行政職群の係長級及び課長補佐級の職並びに研究職群の科長級及び副部長級の職への昇任の場合の選考をするための選考考査及び選考審査（以下「選考考査等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(欠格事項)

**第2条** 次に掲げる者は、選考考査等を受けることができない。ただし、第1号に掲げる者について、警察本部長（以下「本部長」という。）が特別な事情があると認め、選考審査の候補者とした場合は、この限りでない。

(1) 大分県警察職員安全衛生管理に関する訓令（昭和60年大分県警察本部訓令第25号）第15条に規定する健康管理指導区分のうち、A（勤務を休む必要のあるもの）又はB（勤務を制限する必要があるもの）に該当する者

(2) 私傷病により、試験日から1年以内に通算して5か月以上勤務していない者

(3) 戒告、減給又は停職の懲戒処分を受け、当該処分が終わった日（直近上位の職級への昇任のために選考考査等を受けようとする者が、第8条に規定する資格要件を満たす前に当該処分を受けた場合にあつては、当該資格要件を満たした日）の翌日から起算して、選考考査にあつてはその実施日において、選考審査にあつては通知日において、それぞれ1年を経過していない者

(昇任選考委員会)

**第3条** 選考考査等を公平かつ適正に行うため、警察本部に昇任選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、選考考査等に関する事務を行う。

(組織)

**第4条** 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、本部長をもって充てる。

3 委員は、警察本部の各部長、警務部参事官兼首席監察官、警察学校長及び警務部警務課長並びに本部長が指名する者をもって充てる。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

(選考考査等の種類)

**第7条** 選考考査の種類は、次のとおりとする。

(1) 事務職員主査昇任選考考査

(2) 事務職員係長昇任選考考査

(3) 事務職員課長補佐昇任選考考査

2 選考審査の種類は、次のとおりとする。

(1) 事務職員主幹昇任選考審査

(2) 技術職員係長昇任選考審査

(3) 技術職員課長補佐昇任選考審査

(4) 技術職員主任研究員昇任選考審査

(5) 技術職員主幹研究員昇任選考審査

(資格要件)

**第8条** 選考考査等の資格要件は、別表のとおりとする。

(選考考査の通知)

**第9条** 本部長は、選考考査を実施しようとするときは、あらかじめ所属長に対し、選考考査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、前条に規定する資格要件に該当する所属の職員に対し、その旨を周知しなければならない。

(受験の申出)

**第10条** 選考考査を受けようとする職員は、所属長に対し、受験の申出をしなければならぬ。

2 所属長は、前項の申出を受けたときは、これを取りまとめて本部長に報告しなければならない。

らない。この場合において、受験の申出者の中に、昇任の適性を欠くと認められる者がいるときは、本部長に当該事情を報告しなければならない。

(選考審査の方法)

- 第11条** 選考審査は、第一次審査及び第二次審査により行う。
- 2 第一次審査は、受験の申出をした者について、記述式の筆記試験により行う。
  - 3 第二次審査は、第一次審査の合格者について、面接試験により行う。
- (選考審査の科目)

**第12条** 事務職員主査昇任選考審査の科目は、次のとおりとする。

- (1) 第一次審査  
警察制度、公務員制度、一般常識及び管理論文
- (2) 第二次審査  
前号に定める科目

2 事務職員係長昇任選考審査及び事務職員課長補佐昇任選考審査の科目は、次のとおりとする。

- (1) 第一次審査  
ア 地方自治制度、会計実務、厚生実務及び運転免許実務  
イ 前項第1号に定める科目
  - (2) 第二次審査  
前号に定める科目
- (選考審査の候補者の選出)

**第13条** 本部長は、選考審査を実施しようとするときは、別表の資格要件に該当する者の中から候補者を選出し、当該候補者の所属する所属の長に通知するものとする。

(候補者の審査及び推薦)

**第14条** 所属長は、前条の規定による通知を受けたときは、当該候補者の能力及び適性を審査し、本部長に推薦するものとする。

(選考審査の方法)

**第15条** 選考審査は、前条の規定による推薦を受けた者について、記述式の筆記試験及び面接試験により行う。

(選考審査の科目)

**第16条** 事務職員主幹選考審査の科目は、次のとおりとする。

- (1) 記述式の筆記試験  
第12条第1項第1号に定める科目

(2) 面接試験

第12条第1項第2号に定める科目

2 事務職員主幹昇任選考審査以外の選考審査の科目は、次のとおりとする。

- (1) 記述式の筆記試験  
第12条第1項第1号に定める科目
  - (2) 面接試験  
第12条第1項第2号に定める科目
- (合格者名簿の作成等)

**第17条** 本部長は、選考審査等の結果に基づき、選考審査等の種類及び区分ごとに選考審査等合格者名簿（第1号様式。以下「合格者名簿」という。）を作成するものとする。

2 本部長は、合格者名簿を作成したときは、選考審査等の合格者に対して、その旨を合格証書（第2号様式）により通知するものとする。

(合格者名簿からの削除)

**第18条** 本部長は、合格者名簿に記載されている者が次のいずれかに該当する場合は、これを合格者名簿から削除することができる。

- (1) 行政職群の係長級若しくは課長補佐級の職又は研究職群の科長級若しくは副部長級の職に昇任した場合
  - (2) 第2条第1項に該当することとなった場合
  - (3) 戒告、減給又は停職の懲戒処分を受けた場合
  - (4) 前2号に掲げる場合のほか行政職群の係長級若しくは課長補佐級の職又は研究職群の科長級若しくは副部長級の職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- (主任の職への任命)

**第19条** 主任の職への任命は、所属長から推薦された職員（研究職給料表の適用を受ける職員を除く。）について、当該職員の在級年数、年齢及び勤務成績を審査の上、本部長が任命する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(旧訓令の廃止)

2 事務職員の昇任選考審査等に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第17号）は、廃止する。  
(経過措置)

<p>3 改正前の訓令の主査昇任選考審査に合格した者は、改正後の訓令の事務職員主査昇任選考審査に合格した者とみなす。</p> <p>4 改正前の訓令において主幹昇任選考審査の資格要件を満たしていた者で、改正後の訓令における事務職員主幹選考審査の資格要件を満たしていないものは、改正後の訓令の事務職員主幹選考審査の資格要件を満たしている者とみなす。 (警視及び事務職員(課長級)の昇任選考審査に関する規程の一部改正)</p> <p>5 警視及び事務職員(課長級)の昇任選考審査に関する規程(平成17年大分県警察本部訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。 別表中「課長補佐昇任選考審査により」を「事務職員課長補佐昇任選考審査及び技術職員昇任選考審査により」に改め、同表の備考1を次のように改める。 備考 1 「事務職員課長補佐昇任選考審査」とは、事務職員等の昇任選考審査等に関する規程(平成28年大分県警察本部訓令第12号)第7条第1項第3号の課長補佐昇任選考審査を、「技術職員課長補佐昇任選考審査」とは、事務職員等の昇任選考審査等に関する規程第7条第2項第3号の技術職員課長補佐昇任選考審査をいう。 (警視及び事務職員(課長級)の昇任選考審査に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)</p> <p>6 警視及び事務職員(課長級)の昇任選考審査に関する規程の一部を改正する訓令(平成22年大分県警察本部訓令第18号)の一部を次のように改正する。 附則第2項の備考1を次のように改める。 備考 1 課長級昇任選考審査は、事務職員等の昇任選考審査等に関する規程(平成28年大分県警察本部訓令第12号)第7条第1項第3号の事務職員課長補佐昇任選考審査により昇任した職員に限り受験することができる。</p>	
--	--

別表（第8条関係）

選考考査等の種類	区 分	選考考査等の資格要件	
		在 級 年 数	年 齢
事務職員主査昇任選考考査		行政職群の主任・主事級在級3年以上	40歳以上
事務職員係長昇任選考考査		行政職群の主任・主事級在級3年以上	32歳以上
	事務職員主査昇任選考考査により昇任した職員	行政職群の係長級在級1年以上	42歳以上
事務職員課長補佐昇任選考考査	事務職員主査昇任選考考査により昇任した職員	行政職群の係長級在級4年以上	50歳以上
	事務職員係長昇任選考考査により昇任した職員	行政職群の係長級在級4年以上	40歳以上
事務職員主幹昇任選考審査	事務職員主査昇任選考考査により昇任した職員	行政職群の係長級在級4年以上	55歳以上
	事務職員係長昇任選考考査により昇任した職員	行政職群の係長級在級4年以上	52歳以上
技術職員係長昇任選考審査		行政職群の主任・主事級在級3年以上	32歳以上
技術職員課長補佐選考審査		行政職群の係長級在級4年以上	40歳以上
技術職員主任研究員昇任選考審査		研究職群の主任・技師級在級3年以上	32歳以上
技術職員主幹研究員昇任選考審査		研究職群の科長級在級4年以上	40歳以上

- 備考 1 在級年数及び年齢は、選考考査等を実施する年度の翌年度の4月1日における在級年数及び年齢とする。
- 2 在級年数には、停職、休職及び病気休暇の期間並びに育児休業の期間の2分の1の期間は含まないものとする。



第2号様式（第17条関係）

# 合格証書

(所属、階級)	(氏名、生年月日)
年 月 日 大分県警察本部長 印	

平成二十八年四月一日

大分県報号外（警察本部訓令）

一三

大分県警察本部訓令第13号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察人材活用支援センターの設置及び運用に関する規程を次のように定める。

平成28年 4月 1日

大分県警察本部長 松坂規生

大分県警察人材活用支援センターの設置及び運用に関する規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、退職管理の適正な運用を確保するため大分県警察人材活用支援センターを設置するとともに、その運用に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 警務部警務課に、大分県警察人材活用支援センター(以下「センター」という。)を置く。

(センターの分掌事務)

**第3条** センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 再就職を希望している退職を予定している大分県警察職員(臨時的任用職員、条件付採用期間中の大分県警察職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)又は職員であった者(以下「退職者等」という。)の人材情報の登録にすること。
- (2) 退職者等を採用する意向のある営利企業等(地方公務員法第38条の2第1項の営利企業等をいう。以下同じ。)その他団体の求人情報の登録にすること。
- (3) 営利企業等その他団体に対する人材情報の提供にすること。
- (4) 再就職した者の氏名等の公表に関すること。

**第4条** センターにセンター長を置き、警務部警務課長をもって充てる。  
(職員からの登録申請)

**第5条** 人材情報の登録を希望する職員は、センター長に対し、人材情報登録票(第1号様式)により人材情報の登録を申請するものとする。

2 前項の規定による申請を受けたセンター長は、当該申請をした職員が次の各号のいずれにも該当するときは、当該職員の人材情報を登録するものとする。

(1) 申請をした日以後における最初の3月31日に退職する者であること。

(2) 定年による退職が予定されている職員又は職員の退職手当に関する条例(昭和28年大分県条例第105号)第8条の3第5項に規定する認定を受け、若しくは受けることが見込まれる職員であること。  
(職員であった者からの登録申請)

**第6条** 前条第1項の規定は、職員であった者からの登録申請について準用する。

2 センター長は、当該申請をした職員であった者の人材情報を登録することが適当と認めるときは、当該職員であった者の人材情報を登録するものとする。  
(登録期間)

**第7条** 前2条の規定により登録した退職者等の人材情報は、登録した日以後における最初の3月31日に削除するものとする。  
(人材情報の削除)

**第8条** センター長は、人材情報を登録した退職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、人材情報を削除することができる。

- (1) 再就職の内定を受けた場合
- (2) 登録の削除について申し出た場合
- (3) センター長から提供された情報を不正に利用するなど、登録しておくことが適当でないとして認められる場合

(求人情報を登録することができる者)

**第9条** センターに求人情報を登録することができる者は、退職者等を採用する意向がある全ての営利企業等その他団体とする。

(求人情報の登録申請)

**第10条** 求人情報の登録を希望する営利企業等その他団体は、センター長に対し、求人票(第2号様式)により求人情報の登録を申請するものとする。

2 前項の規定による申請を受けたセンター長は、当該申請をした営利企業等その他団体が次の各号のいずれかに該当する者と認められるときは、当該営利企業等その他団体の求人情報を登録しないことができる。

- (1) 所属長以上の職に就いていた者を採用しようとする者で、第14条の規定による公表により業務に支障があると認めるもの
- (2) 地方公務員法その他法令の退職管理に関する規定に違反するおそれがあると認められる者

3 営利企業等その他団体が公社等外郭団体(大分県公社等外郭団体に関する指導指針第1

に規定する公社等外郭団体をいう。）である場合で、採用しようとする退職者等が当該団体を退職する際に退職手当（これに類する給付を含む。）を支給すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、求人情報を登録しないことができる。

（登録期間）

**第11条** 第7条の規定は、前条の規定により登録した求人情報について準用する。

（求人情報の削除）

**第12条** センター長は、求人登録をした営利企業等その他団体が次の各号のいずれかに該当するときは、前条において準用する第7条の規定にかかわらず、求人情報を削除することができる。

- (1) 求人情報の対象となる職に就くことが内定した者がある場合
  - (2) 登録の削除について申し出た場合
  - (3) センター長から提供された情報を不正に利用するなど、登録しておくことが適当でないと思われる場合
- （情報提供の手続）

**第13条** センター長は、登録した求人情報に基づき、適当と認められる退職者等の人材情報を営利企業等その他団体に提供するものとする。ただし、適当と認められる退職者等がない場合は、センター長がその職に必要な能力を有していると認める退職者等の人材情報を営利企業等その他団体に提供するものとする。

2 前項ただし書の規定による提供については、当該退職者等の意向を確認の上、行うものとする。

3 センター長は、営利企業等その他団体から採用に係る選考を行う旨の通知があつたときは、当該退職者等に対し、当該営利企業等その他団体の求人情報を提供するものとする。

4 前項の規定による提供を受けた退職者等は、採用に係る選考を受けようとするときは、センター長にその旨を通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けたセンター長は、当該営利企業等その他団体に対し、退職者等が採用に係る選考を受ける旨を通知するものとする。

（公表）

**第14条** 大分県警察本部長は、センター長をして、職員の退職管理に関する条例（平成28年大分県条例第5号）第3条の規定による届出をした者のうち所属長以上の職に就いていたものの次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職

- (3) 離職日
  - (4) 再就職日
  - (5) 再就職先の名称
  - (6) 再就職先における地位
- 2 前項の規定による公表の期間は、公表を開始した日から起算して2年とする。

**附 則**

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

大分県警察人材活用支援センター 人材情報登録票

提出年月日	年	月	日
-------	---	---	---

【登録者の人材情報】

所属名				職名(係)				職員番号				
氏名		性別	男・女	生年月日	年	月	日生	年齢	歳			
住所	〒							TEL				
最終学歴	( 年 月 日 卒業・終了・中退)											
採用職種	警察官・事務職員・技術職員・その他( )				階級又は職級							
職歴 最終5所属	配属年月日							職名				
	年 月											
	年 月											
	年 月											
	年 月											
資格免許												

【再就職に関する希望条件等】

	<複数選択可、〔 〕に希望順位を記入してください。>										
法人種別	〔 〕公益法人等 〔 〕民間企業 〔 〕県 〔 〕市町村 〔 〕その他( )										
業種分野					勤務地	(市町村名)					
職務内容											
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤(週 時間) <input type="checkbox"/> その他( )										
	<input type="checkbox"/> その他の勤務形態( )										
特記事項	<就労にあたって、家庭や健康状況について配慮を希望する点があれば記入してください。>										

【再就職情報の公表・働き掛けの禁止】 ※下記の内容を確認し、①□、②□にレ印を記入してください。

<所属長以上の職に就いていた職員で退職するもの(退職して2年以内のものを含む。)の場合>		① <input type="checkbox"/> 承知しています。
①本人の氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位が公表されます。		
<企業、団体等に再就職が決定し、採用された場合>		② <input type="checkbox"/> 誓約します。
②地方公務員法その他法令の退職管理に関する規定に違反しないこと。		

※ご提供いただいた各情報は、人材活用支援センターのためのみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

平成二十八年四月一日

大分県報号外(警察本部訓令)

第2号様式

大分県警察人材活用支援センター 求人票

提出年月日	年 月 日
-------	-------

【求人企業、団体等】

企業、団体等の名称			
所在地	〒		
代表者	役職名		
	氏名		
事業内容等	創立(創業)	資本金	
	事業内容		
役員・従業員数	役員数	従業員数	
担当者	役職名		
	氏名		
	電話番号		
	F A X		

【求人内容】

雇用予定期間			
所要人員		役職名	
雇用形態		採用予定日	
業務内容			
必要な資格等			
経歴の要望			
勤務場所			
勤務時間			
休暇等			
給与等	基本給		賞与
	昇給		年収
	諸手当		
	保険等		
その他要望事項			

【採用にあたっての確認】 ※下記の内容を確認し、①□、②□にレ印を記入してください。

大分県警察では、職員の再就職にあたり、ご採用いただく企業、団体等に対して、以下の事項をご確認願っています。	
＜所属長以上の職に就いていた職員で退職するもの(退職して2年以内のものを含む。)を採用する場合＞	
①再就職した職員の氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位が公表されます。	① <input type="checkbox"/> 確認しました。
＜企業、団体等が退職した大分県警察職員を採用する場合＞	
②再就職した職員が、退職後2年間は、退職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼することを禁止しています。	② <input type="checkbox"/> 確認しました。

※ご提供いただいた各情報は、人材活用支援センターのためのみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。